

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和2年2月4日（火）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議案 第 4 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 5 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案 第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請に対する証明決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和2年2月4日(火)
 2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 12名
 - 1番 北田 直喜 3番 沖本 喜久雄 4番 野崎 努
 - 5番 小坂 芳夫 6番 谷口 敬蔵 7番 石坂 誠一
 - 8番 中山 修 9番 徳本 久邦 10番 原 武雄
 - 11番 関口 たず子 12番 中田 登與志 14番 杉山 篤勇
 5. 総会に欠席した農業委員の数 2名
 - 2番 谷越 彦茂 13番 中島 悦子
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名
 - 上中島地区 溝口 敏正 道下地区 大崎 章博
 7. 議事録署名委員
 - 1番 北田 直喜 3番 沖本 喜久雄
 8. 総会に出席した職員
 - 事務局長 浦田 誠 庶務係長 五十嵐 孝
 - 主査 杉本 ゆき子 主任 井口 健太郎
 - 主事 横田 悠介
-

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から令和元年度2月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、1番北田委員、3番沖本委員にお願いいたします。

議案第4号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主任： 議案第4号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定についてご説明いたします。

議案書2ページ目の総括表をお願いします。今月の事業計画変更申請は2件です。下野方地区2件で、事業承継及び転用目的の変更申請となります。受付番号1番と2番は関連がありますので一括してご説明いたします。

【議案第4号 議案書をもとに朗読】

今回の事業計画変更申請については、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので事業計画変更には支障はないものと考えられます。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

北田委員： 1番2番につきまして、当初事業計画者から話を聞いてきました。元々は当初事業計画者の一人が将来開業する関係で申請地を購入したようです。しかし、県外で開業したことにより、今日まで土地を維持管理してきた経緯があります。今回、申請地に承継者の住宅を建てるということで、周りの居住者にも了解をとっているとのこと。

杉山会長： 事業計画変更に関しまして、事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

原委員： 前面道路が狭そうだが。建築確認の許可は出ますか。

北田委員： ○○さん宅前からの道路は5mほどあるので大丈夫だと思います。

杉山会長： 他に意見が無いようならば、意見決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第4号は意見決定いたします。

議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主任： 議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。

4ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は2件ございました。転用別内訳は表のとおりで、地区別の内訳は下野方地区が1件、道下地区が1件、合計2件で申請面積合計は886㎡です。

それでは5ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたしま

す。

【議案第5号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

北田委員： 先ほどの事業計画変更のとおりです。よろしくをお願いします。

原委員： 地権者は3人いますが、田を耕作していたのは〇〇さんのみで、他の方は転作しておりました。地形的にも効率の悪い農地であり何ら問題無いと思えます。

杉山会長： ただいま、事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

杉山会長： 意見が無いようならば、意見決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第5号は意見決定いたします。

議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

杉本主査： 議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。魚津市長より令和2年1月30日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。7ページをご覧ください。

今月の案件は、1議案3件で、全て農協を通じて利用権設定をする転貸であります。新規と再設定の内訳は、新規が1件4筆4,405㎡、再設定は2件4筆4,709㎡です。全て合わせますと3件8筆9,114㎡です。受付番号33から34についてですが、出し手の離農に伴う利用権設定と聞いております。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営

基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「無し」の声あり)

杉山会長： 特に無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第6号は決定いたします。
議案第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明申請に対する証明決定について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明申請に対する証明決定について事務局から説明いたします。まず相続税の納税猶予制度についてですが、死亡の日まで農業を営んでいた被相続人から農地等を相続した相続人が、今後も農業経営を自ら営む場合、相続税の納税が猶予されるものです。その特例を受けるために納税猶予に関する適格者証明書を税務署に提出する必要があります。

【議案第7号 議案書をもとに朗読】

登記地目が雑種地となっているものが全44筆の中に1筆ありますが、現況は一枚の田の一部となっており、耕作されていることを現地確認済みです。また現在耕作されていない農地もありましたが、現地確認の結果、いつでも耕作可能な状態と判断できるため、全44筆は納税猶予の対象と考えられます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

中山委員： 相続税の猶予は農地の部分だけですか、その他全体ですか。

横田主事： 農地のみであり、今回の場合は44筆だけです。
ただし、農業をやめた場合や、農地転用をした場合は、相続税を支払う必要があります。

杉山会長：他に意見が無いようならば、申請通り決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

杉山会長：異議が無いようですので、議案第7号は決定いたします。

杉山会長：これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

横田主事：(引き続き農業経営を行っている旨の証明願について)

五十嵐係長：(人・農地プランの実質化に係るアンケートについて)
(非農地通知(令和2年1月分)について)
(魚津市農業者意見交換会について)
(令和元年度農業委員等研修会)

井口主任：(違反転用の是正の案内について)

杉本主査：(農地利用最適化業務活動日誌の作成及び提出について)

杉山会長：以上で本日の総会を終了します。

【閉会：午後2時40分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は借家住まいをしています。所有者に返還することになったため、実家近くの申請地を活用し、住宅を建築する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、融資の事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになってはいますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになってはいますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになってはいますが、本件は、住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水排水は前面道路の側溝に排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人が経営する事業の業績向上と取引業者の拡大により、既存工場内が手狭になったことから、従業員・営業用及び来客用駐車場10台分を申請地へ移設し、小型トラック2台分を新たに整備します。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共物（水路・農道）がありますが、管理する市から払下げを受ける予定であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場の整備が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界は既にコンクリート擁壁が設けられており、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されています。駐車場は土盛りであるため、雨水は地下浸透させる計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

